

## 脱炭素ポイント制度推進プラットフォーム設置要綱

## (目的)

第1条 府民の脱炭素への意識改革・行動変容を図るため、独自ポイントを有する事業者等が協働して取り組み、効果的かつ持続的な脱炭素型の消費行動にポイントを付与する制度（以下「脱炭素ポイント制度」という。）について検討し、先駆的な取組みを広く共有・発信する「脱炭素ポイント制度推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）」を設置する。

## (取組内容)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、以下の項目について具体的な対策の検討を行う。

- (1) 府民の脱炭素への意識改革・行動変容の促進に関すること
- (2) 脱炭素ポイント制度に関すること
- (3) 脱炭素ポイント制度の普及・拡大に関すること
- (4) その他プラットフォームの目的達成に必要な事項に関すること

## (構成員)

第3条 第1条の目的に賛同する団体（事業者、行政機関等）は、事務局に参加申請書を提出し、事務局の承認を受けることにより構成員になることができる。

## (費用)

第4条 プラットフォームの会費は徴収しない。ただし、プラットフォームの活動に係る費用は、原則として、当該費用が発生する活動を行った会員が個別に負担する。

## (退会)

第5条 会員は退会しようとするときは、その旨を大阪府に届け出なければならない。  
2 本規約を遵守しないとき又は本プラットフォームの名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、大阪府は当該会員を退会させることができる。

- (1) 法人等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は網力団員を利用したと認められる場合
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している

場合

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (5) プラットフォームの信用を著しく害した場合
- (6) 団体、事業者等が解散又は破産した場合

(プラットフォーム会議)

第6条 プラットフォームを適正に運営するため、プラットフォーム会議(以下「会議」という。)を開催する。

- 2 会議は、議長が招集する。
- 3 議長は、大阪府環境農林水産部副理事(脱炭素推進担当)とする。
- 4 会議は、プラットフォームの活動全般に関する事項について協議する。

(事務局)

第7条 プラットフォームの事務局を大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。